第九号様式(在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式)(第十一条関係)

在外選挙人証再交付申請書

次の事由が生じたことを誓い、公職選挙法施行令第23条の8第1項の規定により、在外選挙人証の再交付を申請します。

何年何月何日

都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)　選挙管理委員会委員長　あて

□a　在外選挙人証を亡失し、又は滅失した。(例　紛失した場合)
□b　在外選挙人証を汚損し、又は破損した。(例　汚した場合)
□c　在外選挙人証の「投票用紙等の交付状況」の欄に記載する余白がなくなった。
□d　在外選挙人証を交付した選挙管理委員会の名称や衆議院小選挙区の変更があった。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| フリガナ | | | 生　年　月　日 | 性　　別 |
| 氏　　名 | 姓 | 名 | 年　　月　　日 | □男　□女 |
| 署　　名<br>(必ず自署) | | | | |
| 在外選挙人証の記載事項の変更 | □　無　□　住所変更有<br>□　氏名変更有　□　送付先変更有 | | | |
| 交付の方法<br>※通常は、選挙管理委員会から郵便等で送付 | □　領事官経由での交付を希望 | | | |

注　意

1　「氏名」欄には、戸籍簿に記載された氏名を正確に書いてください。
2　「署名」欄は、必ず自分で書いてください。
3　上記bからdまでのいずれかの理由により在外選挙人証の再交付を申請する場合は、当該汚損(破損)した在外選挙人証、「投票用紙等の交付状況」欄に余白がなくなった在外選挙人証又は変更前の選挙管理委員会の名称や衆議院小選挙区の記載のある在外選挙人証を併せて提出してください。
4　在外選挙人証の記載事項の変更がある方で、在外選挙人証記載事項変更届出書を提出していない方は、別に当該届出書を提出する必要があります。
5　「交付の方法」欄には、再交付される在外選挙人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に□にレをつけてください。

何年何月何日

上記のとおり申請があり、これを受け付けたので、送付します。

都(何道府県)何郡(市)(区)何町(村)　選挙管理委員会委員長　あて

領事官　在何日本国大使(在何日本国総領事)
(何出張駐在官事務所)　　省公略印